

東福寺地区バリアフリー
移動等円滑化基本構想に基づく

道路特定事業計画 交通安全特定事業計画



歴史を探訪できる、
歩いて楽しいであいとふれあいのまち

京都市建設局道路建設部道路計画課
京都府警察本部交通部交通規制課

●道路特定事業計画・交通安全特定事業計画を策定しました

京都市では、高齢者や障害のある人などが、安全で快適に安心して移動できる交通環境を整える様々な施策に取り組んでおり、その一環として、JR東福寺駅及び京阪東福寺駅周辺の徒歩圏を中心とした「東福寺地区」を対象に「東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を平成20年9月に策定致しました。

これを受け、基本構想に定められた重点整備地区内の生活関連経路について、「道路特定事業計画」及び「交通安全特定事業計画」を、学識経験者、高齢者・障害者団体の代表者、地域の代表者、公共交通事業者、公安委員会、行政関係者等の意見を踏まえながら策定致しました。

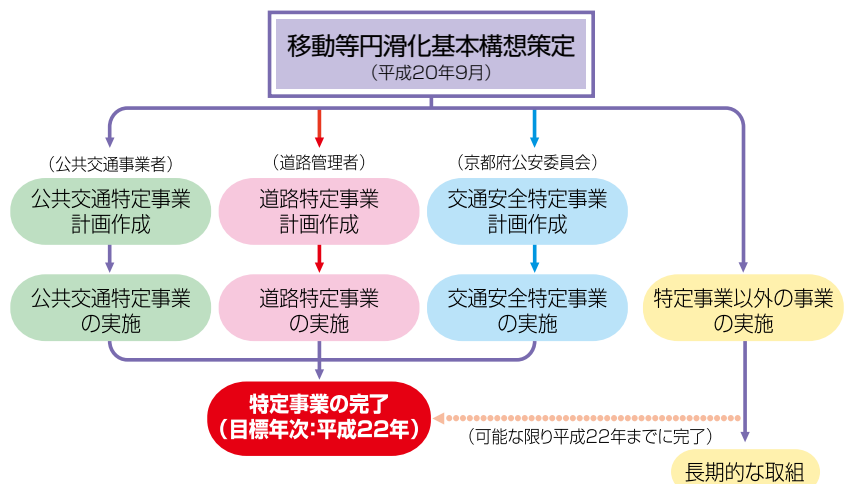
また、これらの特定事業の他に、公共交通事業者が「公共交通特定事業計画」を策定して、JR東福寺駅及び京阪東福寺駅のバリアフリー化やバス車両等のバリアフリー化を進めており、道路管理者・京都府公安委員会・公共交通事業者が一体となって東福寺地区のバリアフリー化を進めていきます。



平成19年9月に市民の皆様や当事者の方々と現地踏査を実施して意見交換しました

●重点整備地区におけるバリアフリー化推進の流れ

平成22年(2010年) を基本として、バリアフリー化事業を実施していきます。特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年までに完了するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくこととします。

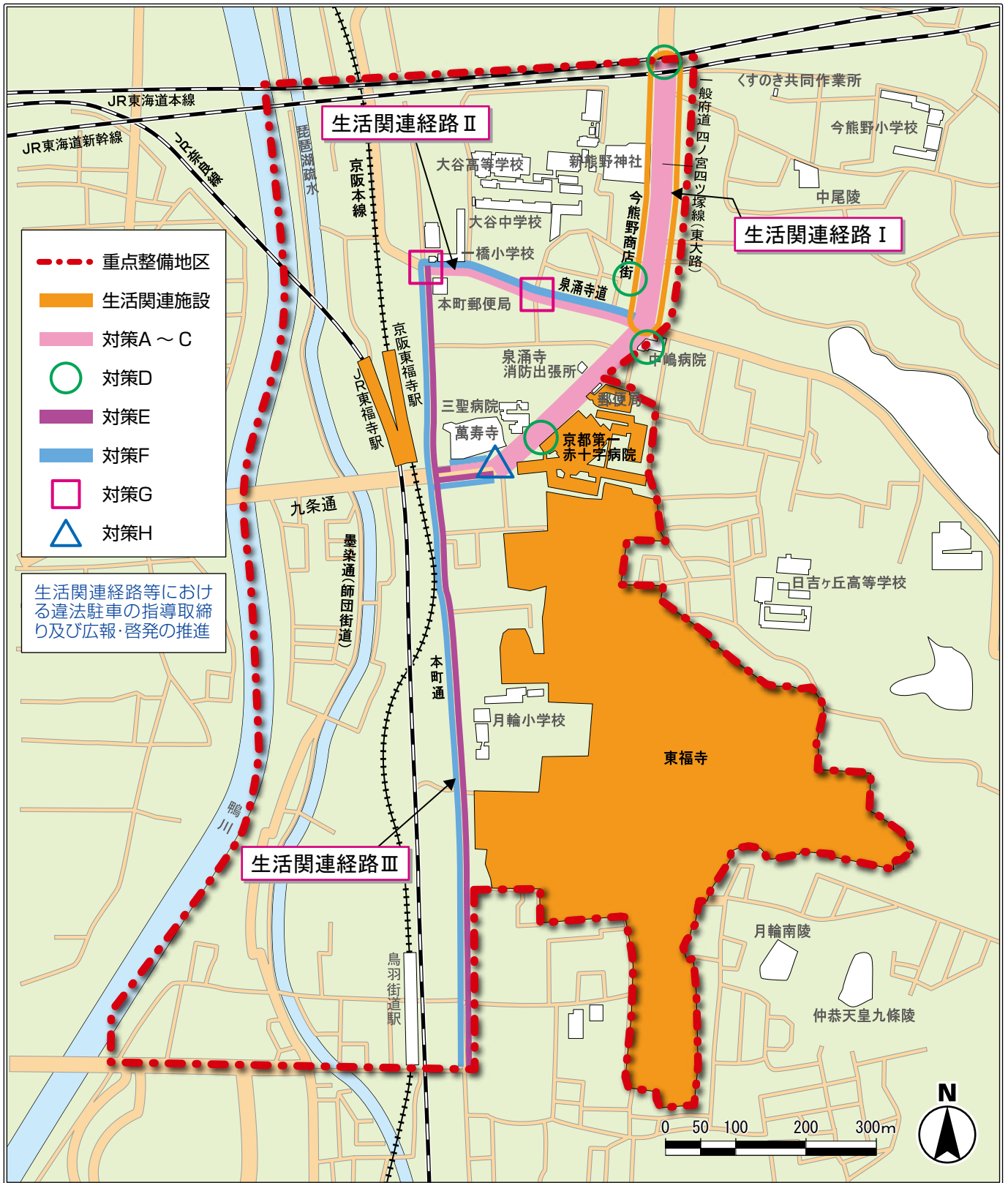


●特定事業計画に基づくバリアフリー化

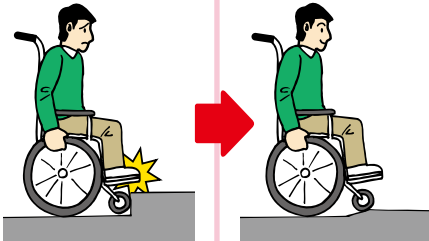
「**道路特定事業**」とは、京都市が道路管理者として実施する、特定旅客施設周辺の道路における段差や勾配の改善などの事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業です。

「**交通安全特定事業**」とは、京都府公安委員会が実施する、特定旅客施設周辺の道路における信号機への視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置などの事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業です。

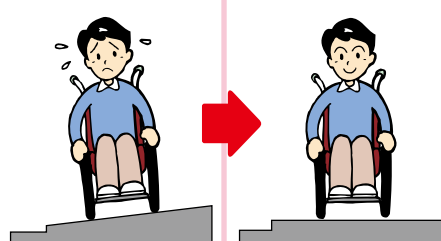
●道路特定事業計画・交通安全特定事業計画



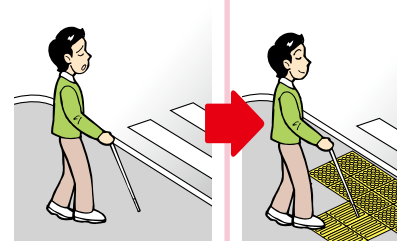
対策A 横断歩道接続部の段差・勾配の改良



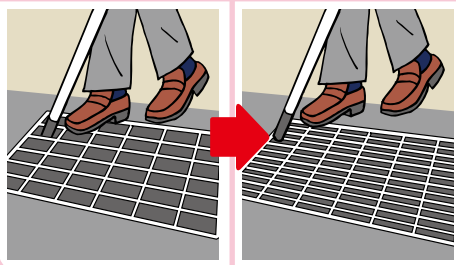
対策B 歩道の横断勾配の改良



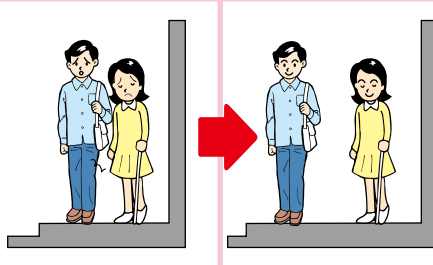
対策C 交差点部の視覚障害者



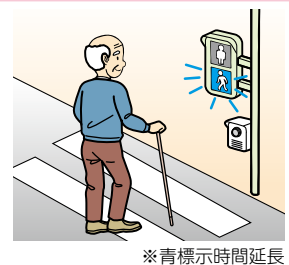
対策F グレーチングの改良



対策G 歩道の拡幅、標識の移設の検討



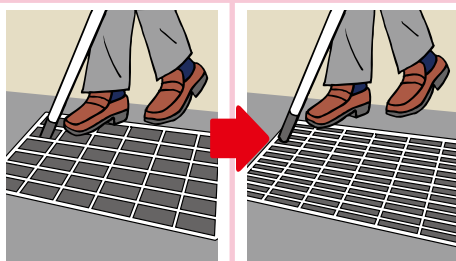
対策H 既設信号機の
高齢者等感応化*



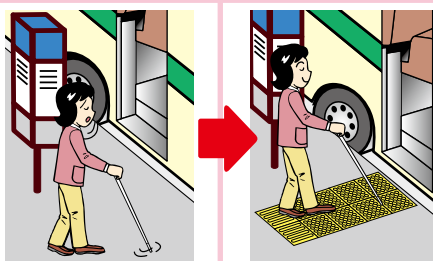
*青標示時間延長



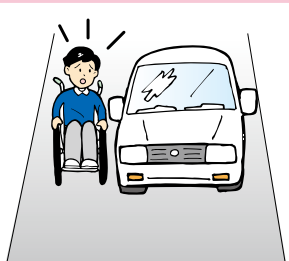
誘導用ブロックの改良、グレーチングの改良



対策D バス停の改良



対策E 歩行者優先策
の検討



●道路特定事業以外のバリアフリー化対策

その他の道路事業について

生活関連経路に位置付けられていない道路等についても、重点整備地区内外を問わず、道路の新設及び改良を行う際は、関係者との協力のもとに、可能な限りバリアフリー化を図り、誰もが安心して移動できる道路交通環境の整備を進めます。

また、生活関連経路で計画していく他の事業とも調整して整備していきます。

ハードと一体となったソフト的対策について

東福寺地区において既存の歩道の改良などによるバリアフリー化を図りますが、あわせてソフト的対策も進めていき、「歴史を探訪できる、歩いて楽しいであいとふれあいのまち」の実現に向けて取り組んでいきます。

- ◆ 違法駐車・駐輪等の防止
- ◆ 市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供
- ◆ 学校教育における福祉教育の充実

自転車等撤去強化
区域等の警告看板



道路利用啓発チラシ



案内情報の充実について

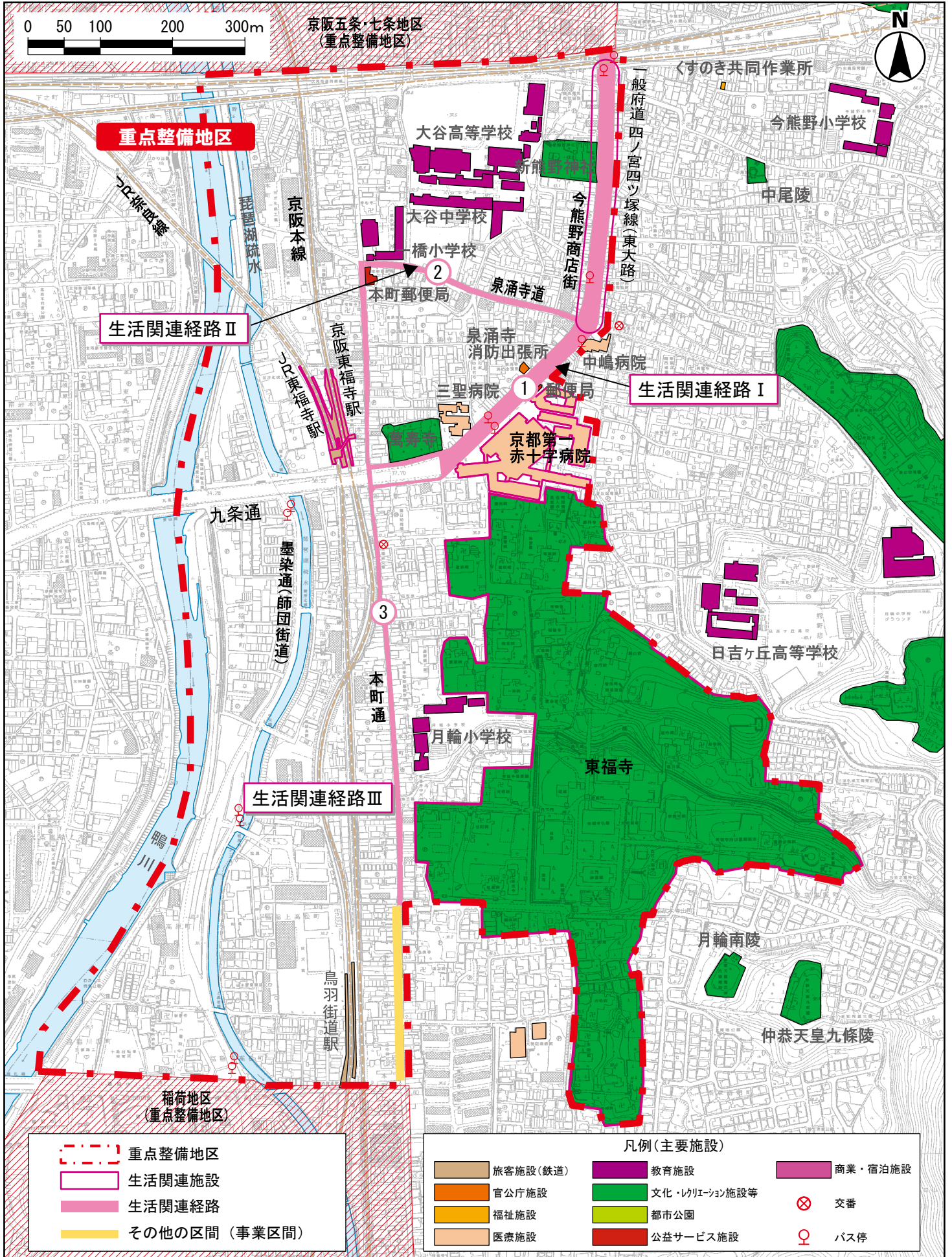
東福寺地区は、観光客等来訪者も多いことから、分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実に取り組んでいきます。

- ◆ バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供
- ◆ 駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実



京都市東山区役所ホームページ

バリアフリー 生活関連施設・生活関連経路



● 整備内容と整備目標年次

経路	路線	区間	事業内容	目標年次			
				H20	21	22	23～
生活関連経路Ⅰ	一般府道 四ノ宮四ツ塚線 (通称：東大路)	① 区間1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段差・勾配の改良 ・ 横断勾配の改良 ・ 交差点部の視覚障害者誘導用ブロックの改良、グレーチングの改良 ・ バス停の改良 ・ 歩行者優先策の検討 ・ グレーチングの改良 ・ 既設信号機の高齢者等感応化(九条陸橋東詰交差点) 				
生活関連経路Ⅱ	市道 一橋緯14号線 市道 今熊野緯22号線 (通称：泉涌寺道)	② 区間2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 段差・勾配の改良 ・ 横断勾配の改良 ・ 交差点部の視覚障害者誘導用ブロックの改良、グレーチングの改良 ・ グレーチングの改良 ・ 歩道の拡幅、標識の移設の検討 				
生活関連経路Ⅲ	市道 本町通	③ 区間3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者優先策の検討 ・ グレーチングの改良 ・ 歩道の拡幅、標識の移設の検討 				

ただし、整備目標年次は現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況や事業の進捗状況により変更することがあります。

赤字＝道路特定事業計画 青字＝交通安全特定事業計画

● 道路特定事業と交通安全特定事業との連携について

道路特定事業の実施は、交通安全特定事業の実施と密接に関連することから、連携を十分に図りながらバリアフリー化推進に取り組んでいきます。

◆ 生活関連経路とは

バリアフリー新法では、旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「生活関連経路」と位置付け、この生活関連経路を構成する道路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施するものとしています。また、特定事業の実施に当たっては、可能な限り有効幅員や勾配等の基準を定めた移動等円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

◆ 生活関連経路の設定

東福寺地区の生活関連経路は、JR 東福寺駅・京阪東福寺駅と生活関連施設とを結ぶ重要な経路及び生活関連施設相互間を結ぶ経路として設定し、特に重点的にバリアフリー化を図っていくこととしました。

同じです あなたとわたしの 大切さ



**東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想に基づく
道路特定事業計画・交通安全特定事業計画**

京都市建設局道路建設部道路計画課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL075-222-3580 FAX075-213-0263

京都府警察本部交通部交通規制課都市交通対策係

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入敷ノ内町85-3
TEL075-451-9111

2009年(平成21年)1月発行 京都市印刷物 第204508号